

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る新規規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（180）

2. 日時：令和2年9月3日（木）16時00分～18時00分

3. 場所：

（1）原子力規制庁10階南会議室

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所

※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者：

（1）原子力規制庁

原子力規制部

新基準適合性審査チーム

島村安全審査官、荒川安全審査官

検査グループ専門検査部門

大和田原子力専門検査官

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド技術部 課長 他6名

5. 議事要旨

（1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、原子力科学研究所の原子炉施設保安規定の変更認可申請について、令和2年8月24日の第367回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合を踏まえた対応方針について、資料1から資料3に基づいて説明があった。

（2）上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認等を行った。

○申請書において、排水貯留ポンドの漏えい警報装置が発報したときは、その原因及び状況を調査するとの記載があるが、具体的な内容の記載がないため確認したところ、漏えい発生の原因としてはライニングの損傷等が想定されるため、排水貯留ポンドの水を排水して原因調査を行うことを考えている旨の回答があった。

○通信連絡設備のうち、携帯電話について設置場所を定めないとしている理由を確認したところ、携帯電話は放射性廃棄物管理第1課が所有するものであって、特定者が所有しているものではないため、設置場所は定めないこととしている旨の回答があった。

（3）原子力機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請（以下「設工認」という。）（その7）及び設工認（その8）について、資料4から資料6に基づいて説明があった。

(4) 上記(3)の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について伝えた。

○保管廃棄施設(建物)の液状化評価に用いた地震力、津波防護壁(土木構造物)の液状化評価に用いた地震力及び茨城県のL2津波検討時に用いた地震力について、資料4に記載されている加速度がそれぞれ異なるため、評価の際に参照された基準等から、地震力のレベルが整合していることを確認し、説明すること。

(5) 原子力機構から対応する旨の回答があった。

6. 配付資料

資料1 原子炉施設保安規定変更認可申請に対するコメントへの対応について

資料2 保管廃棄施設・Lにおける保管廃棄作業に係る作業者の被ばく管理について

資料3 保安規定審査基準と保安規定改定案の対比表

資料4 放射性廃棄物処理場設計及び工事の方法の認可申請(その7)

【第1編 保管廃棄施設に係る津波防護対策】(案)

資料5 放射性廃棄物処理場設計及び工事の方法の認可申請(その8)

【第1編 第3廃棄物処理棟の耐震補強】【第2編 減容処理棟の耐震補強】

【第3編 解体分別保管棟の耐震補強】(案)

資料6 原科研廃棄物処理場設工認(その8)申請に対するコメント(R2.9.3)回答